

サツマイモ基腐病まん延防止 チェックシート

サツマイモを栽培する全ての農業者（家庭菜園で栽培する方を含む）に取り組んでいただくようお願いします



（予防に関する措置）

未発生地 発生地

- 1. 来歴が明らかな健全な種いもや苗を使用する。
- 2. 採苗を実施する際には、苗は地際から5 cm以上離れた部分で採取し、採苗当日に苗消毒を実施する。
- 3. ほ場の排水対策を徹底する。
- 4. 農業用資材や農機具を別ほ場で使う場合は、十分に洗浄する。
- 5. 収穫後は、発生の無いほ場では速やかに耕起等を行い、ほ場内に残った作物残さの分解促進を図る。
- 6. 発生ほ場では、2年間、サツマイモを作付けしない。
- 7. 発生ほ場でサツマイモの作付けを再開する場合は、関係機関の指導の下で栽培管理を行う。
- 8. 発生ほ場から種いもを採取しない。

（判断、防除に関する措置）

未発生地 発生地

- 9. 発病株の早期発見のため、定期的に苗床・ほ場の見回りを行う。
- 10. 本病の発生（疑わしい症状を含む）を確認した場合には、関係機関に連絡し、関係機関の指導の下、発病株及び発病のおそれがある株を速やかに抜き取り、苗床・ほ場外に持ち出し、適切に処分する。
- 11. 上記の後には速やかに、感染拡大を防止するため、発生ほ場及び隣接するサツマイモほ場に薬剤散布を実施する。
- 12. 茎葉散布防除を行う場合、適期に株元、茎や葉に十分に薬液が付着するように散布する。
- 13. 収穫後は、発生ほ場及び発生のおそれのあるほ場では作物残さを速やかにほ場外に持ち出し適切に処分するとともに、土壤消毒を実施する。
- 14. 収穫後のサツマイモは、収穫したほ場を特定できるように、ほ場毎に区分した上で管理する。

連絡先： 笠間地域農業改良普及センター 0296-72-0701
笠間市農政課 0296-77-1101

（作成：茨城県農林水産部農業技術課 2026年5月）